

平成22年度

鈴鹿市コンプライアンス
推進計画
(実施結果)

～信頼される市政の推進のために～

鈴鹿市コンプライアンス推進本部

番号	取組事項					所管課
2010-1	コンプライアンスキックオフ コンプライアンス宣言					企画課・人事課
■内容 11月1日からスタートする鈴鹿市コンプライアンス推進のキックオフ大会を実施する。 とき：11月1日 ところ：1203会議室 対象：課長以上の管理職員を予定 組織を代表して、若手職員（男女それぞれ1人）によって、コンプライアンス基本方針・行動規範を読み上げることにより、新しい鈴鹿市のコンプライアンスに対する姿勢をPRする。						
10	11	12	1	2	3	
	実施					
■実施状況 平成22年11月1日（木）11：45から本館12階1203会議室において、課長級以上職員を対象に宣誓式を実施。コンプライアンス研究会の若手職員5人によるコンプライアンス基本方針・行動規範の読上げを行うとともに、市長訓示を実施。						

番号	取組事項					所管課
2010-2	コンプライアンス推進本部の開催					企画課
■内容 PDCAサイクルでの運用により実施する。 P：年度初めにコンプライアンス推進事業を集約した推進計画を作成（4月） D：それぞれ推進計画に基づきコンプライアンス推進事業を実施（5月～翌年2月） C：実施したコンプライアンス推進事業の評価・検証（2月） A：翌年度実施予定のコンプライアンス推進事業の選定（3月）						
10	11	12	1	2	3	
実施			実施	実施	実施	
■実施状況 平成22年10月12日 第5回コンプライアンス推進本部開催 平成22年10月25日 第6回コンプライアンス推進本部開催 平成23年 1月24日 第7回コンプライアンス推進本部開催 平成23年 2月28日 第8回コンプライアンス推進本部開催 平成23年 3月28日 第9回コンプライアンス推進本部開催						

番号	取組事項					所管課
2010-3	リスクマネジメント研修会の開催					人事課
<p>■内容</p> <p>各階層（新採・中堅・管理職）別にコンプライアンスに関する研修会を開催する。本年度は、5月に課長以上の管理職を対象に行ったので、11月は新任の管理職を対象にリスクマネジメント研修を実施する。</p>						
10	11	12	1	2	3	
	実施					
<p>■実施状況（評価含）</p> <p>11月2日（火）（株）ビジネススクールMBA講師の木村隆之氏を招いて新任管理職16名を対象に研修を実施した。各職場でのリスクを考え、評価し、対応計画を考える研修であり、未然防止のためのリスク管理に対する意識が高められた。</p>						

番号	取組事項					所管課
2010-4	コンプライアンス関連要綱の整備					人事課
<p>■内容</p> <p>鈴鹿市職員倫理規程・鈴鹿市不当要求行為等防止対策要綱・鈴鹿市職員等公益通報取扱要綱を統合し、新たなコンプライアンス推進要綱を検討するとともに、その内容について庁内への周知を図る。</p>						
10	11	12	1	2	3	
	検討					→
<p>■実施状況（評価含）</p> <p>当初は三つの要綱を一本化する事を検討していたが、一本化するよりも現在の要綱を充実させる方向で現在検討中であり、引続き整備に努める。</p>						

番号	取組事項	所管課			
2010-5	コンプライアンス推進週間の設定	企画課			
<p>■内容 組織におけるコンプライアンス風土の定着を図るため、コンプライアンス推進週間として設定し、庁内LAN掲示板などを利用し、コンプライアンスについて、再認識する。 とき：年2回（8月・2月の1週） 対象：全職員</p>					
10	11	12	1	2	3
				実施	
<p>■実施状況</p> <p>本市のコンプライアンスの趣旨を職場にて再確認するとともに、コンプライアンスに係る啓発事業等を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透及び定着を図ることを目的とし、2月1日（火）から7日（月）までの期間を「コンプライアンス推進週間」とし、次の取組みを実施した。</p> <p>1 モーニングコール コンプライアンス推進週間中における開庁日（5日間）、始業前の8時25分から3分間程度の講話を実施。（講話者：市長・松原副市長・角南副市長・教育長・消防長）</p> <p>2 コンプライアンス基本方針・行動規範のボード掲示 基本方針・行動規範を拡大し、ボードに貼付し、15階展望ロビーに掲示</p> <p>3 所属内コンプライアンス会議の実施</p> <p>4 コンプライアンスチェックシートでの自己検証</p>					

番号	取組事項	所管課			
2010-6	行政手続の再確認	総務課			
<p>■内容 行政手続条例施行後入庁者に対して、行政手続条例や根拠法令等の再確認研修を実施する。職員一人ひとりにリーガルマインドの醸成及びコンプライアンス意識の浸透を図るため、継続して実施する。 対象者：行政手続条例施行後入庁者</p>					
10	11	12	1	2	3
			実施		
<p>■実施状況（評価含） 平成23年1月27日実施。受講者70名。（今年度は平成10年度～平成15年度入庁者） 受講者への研修理解度チェックの結果、行政手続制度への認識、理解度ともに不十分な状況。引き続き研修実施の必要性と、実務を通じての職場OJTによる補完が必要である。</p>					

番号	取組事項					所管課
2010-7	1課1コンプライアンス					企画課・全庁
■内容 課単位でそれぞれが取り組むコンプライアンス事項を自主的に定め、実施する。						
10	11	12	1	2	3	
	実施					→
■実施状況（評価含） 課単位で取り組むため所属長が定めた項目の実施結果は下記のとおりである。（71所属中） 「実施できた」：61件，86% 「概ね実施できた」：10件，14% 「実施できなかった」0件，0%						

番号	取組事項					所管課
2010-8	公文例規程の作成					市政情報課
■内容 市の事務処理を文書で正確に記録し、コンプライアンスにおける説明責任を全うするため、公文書等の作成等に関し必要な事項を定める「公文例規程」を整備する。						
10	11	12	1	2	3	
	検討					→ 実施
■実施状況（評価含） 「鈴鹿市公用文に関する規程」を、総務課と協議し平成23年3月24日施行した。						

番号	取組事項					所管課
2010-9	予算執行事務マニュアルの作成					財政課
■内容 予算執行にかかる基本的事項をマニュアル化し、事務に携わる者を対象に制度の正確な理解やコンプライアンス意識の醸成を図る。						
10	11	12	1	2	3	
	検討				→ 実施	
■実施状況（評価含） 平成23年3月マニュアルを作成した。						

番号	取組事項					所管課
2010-10	新総合住民情報システムの適正な利用の啓発					市民課
■内容 新総合住民情報システムの利用について、各利用者がそれぞれの利用目的を逸脱しないよう、また個人情報の保護に努めるよう、年度当初及び随時、電子掲示板に留意事項を掲載して、適正な利用の啓発を図る。						
10	11	12	1	2	3	
	実施				→	
■実施状況（評価含） 電子掲示板には11月に掲載、3月初めにも再度掲載した。また利用許可時にも許可条件として遵守事項を掲載して啓発に努めている。利用申請についても課長個人メールより申請をすることとして、安易に利用することのないように注意を促している。						